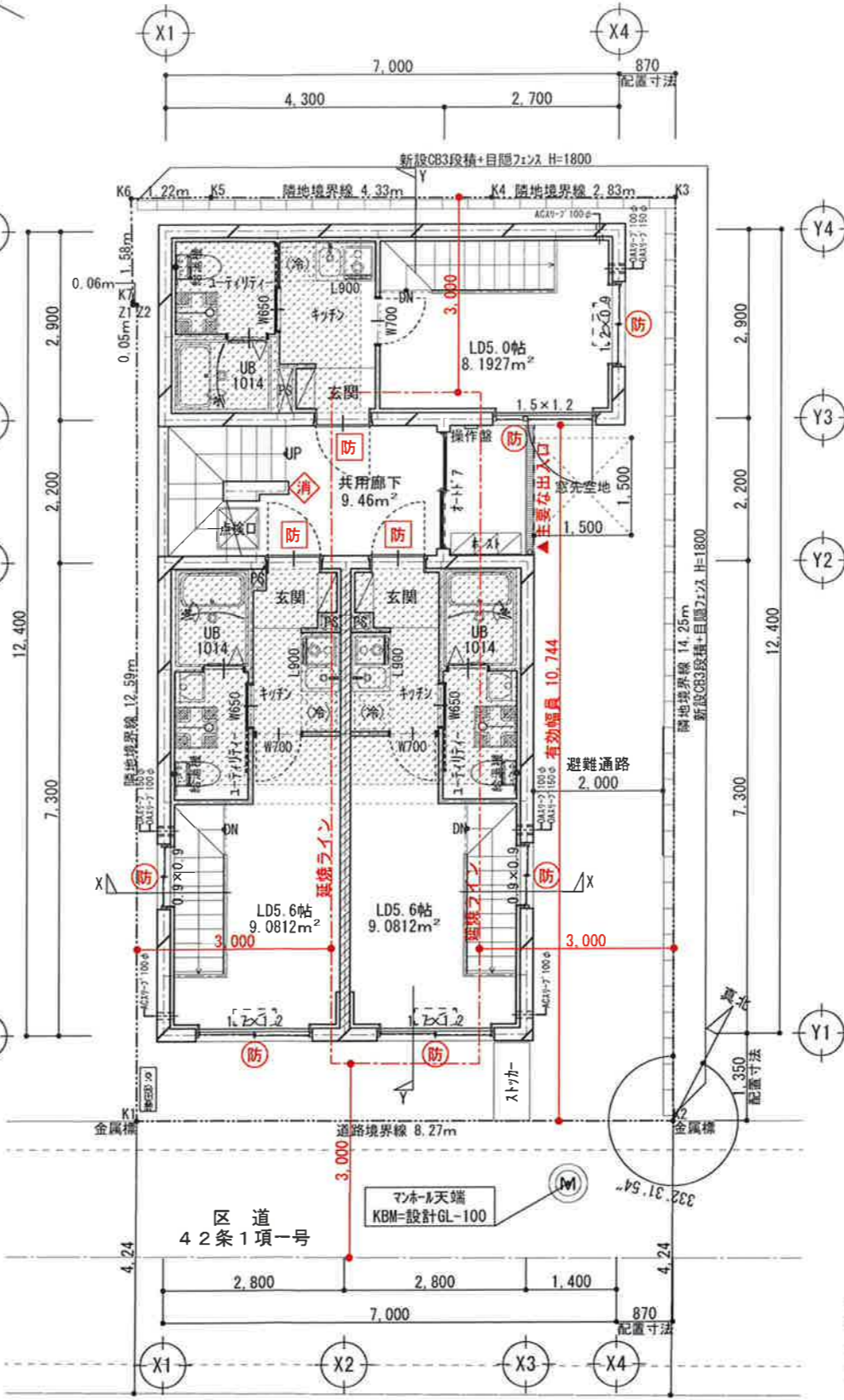


B1階平面図 1:100



1階平面図 1:100

凡例

- 防 防火設備「遮煙・常時閉鎖式」遮煙性能：令112条第18項二号に適合
告示第1360号
- 防 防火設備（法第9号2の口による） *アルミサッシ
認定番号：E B-2393-1
- 外壁：RC造t=200（告示1399号1-1-イ）
- 界壁：RC造t=150（告示1399号1-1-イ）及び法30条（告示1827号）令114条1項に適合
- はスラブ下がり-150を示す
*MB・PSの床は耐火構造とし、給排水管等は令129条の2の51により区画する

- *開口部のガラスは、引違窓または開き戸とする。
- *各住戸間の水平・垂直方向の離れ：900mm以上。
- *住戸部内装：令第129条1項適用。
（共同住宅200㎡以下、その他は100㎡以内に区画する）
- *居間・食堂・台所の内装
（壁・天井）石膏ボード（7）12.5下地ビニルクロス貼 区分2-4 QM-9407

排煙検討 住戸：令第126条の2第1項一号適用 非常用照明 電池内蔵型

地階 住戸：令第22条の2一号ハ適用 除湿機能付エアコン設置
○ 東京都安全条例第74条 耐火構造等を貫通する建築設備
耐火構造とする床または壁（外壁を除く。）を管又は風道が貫通する場合は、
当該管と管が貫通する床又は壁との隙間をモルタル等の不燃材で埋め、近接する部分
に防火設備（防火ダンパー）を設ける。

○ 消防協議事項

- 消 消火器位置を示す。
 - *電気コンロ（全住戸共通）廻りは、消防長の指定する有効な不燃材とする。
 - *厨房換気ダクトは垂鉛鉄板スパイラルダクトとし、ロックウールt=50巻とする。
 - *共用出入口の避難時の解除方法：手動
- | | |
|----------|-------|
| 廊下有効幅 | 750以上 |
| 階段有効幅 | 750以上 |
| 階段蹴上 (R) | 220以下 |
| 階段踏面 (T) | 210以上 |
- 手摺寸法 D=100以下
リフト階段も同じ

水道法第16条
ガス事業法第40条4
下水道法第10条1項及び3項
以上の各法に適合

共用階段とその他 壁区画
排煙検討 階段：令第126条の2 第1項三号適用

有窓階・無窓階の判定 ※ガラス：網入りガラス t=6.8mm

階	室名	開口面積計算	開口面積合計	床面積	必要開口面積 床面積/30	判定
1階	Aタイプ	0.8×1.2×1 = 0.96	3.12	70.64	2.35	有窓
	Bタイプ	0.8×1.2×1 = 0.96				
	Cタイプ	1.0×1.2×1 = 1.20				

番号	A-Bタイプ	Cタイプ	
居室面積 Am²	9.08m²	8.19m²	
採光必要面積A/7	1.29	1.17	
採光有効面積	2.04	6.12	W H 1.7×1.2 ×1.0 (道路幅員4.21m)
換気必要面積A/20	0.45	0.40	W H 1.7×1.2 ×3.0 (有効幅員10.74m)
換気有効面積	0.96	0.96	W H 0.8×1.2

受付
19.12.09

整理番号

株式会社 飛鳥設計

1級建築士事務所登録 東 第41147号

1級建築士登録 第191938号 大友 健

設計年月日

19.11.20

工事名称

(仮称) 目黒区下目黒二丁目共同住宅新築工事

図面名称

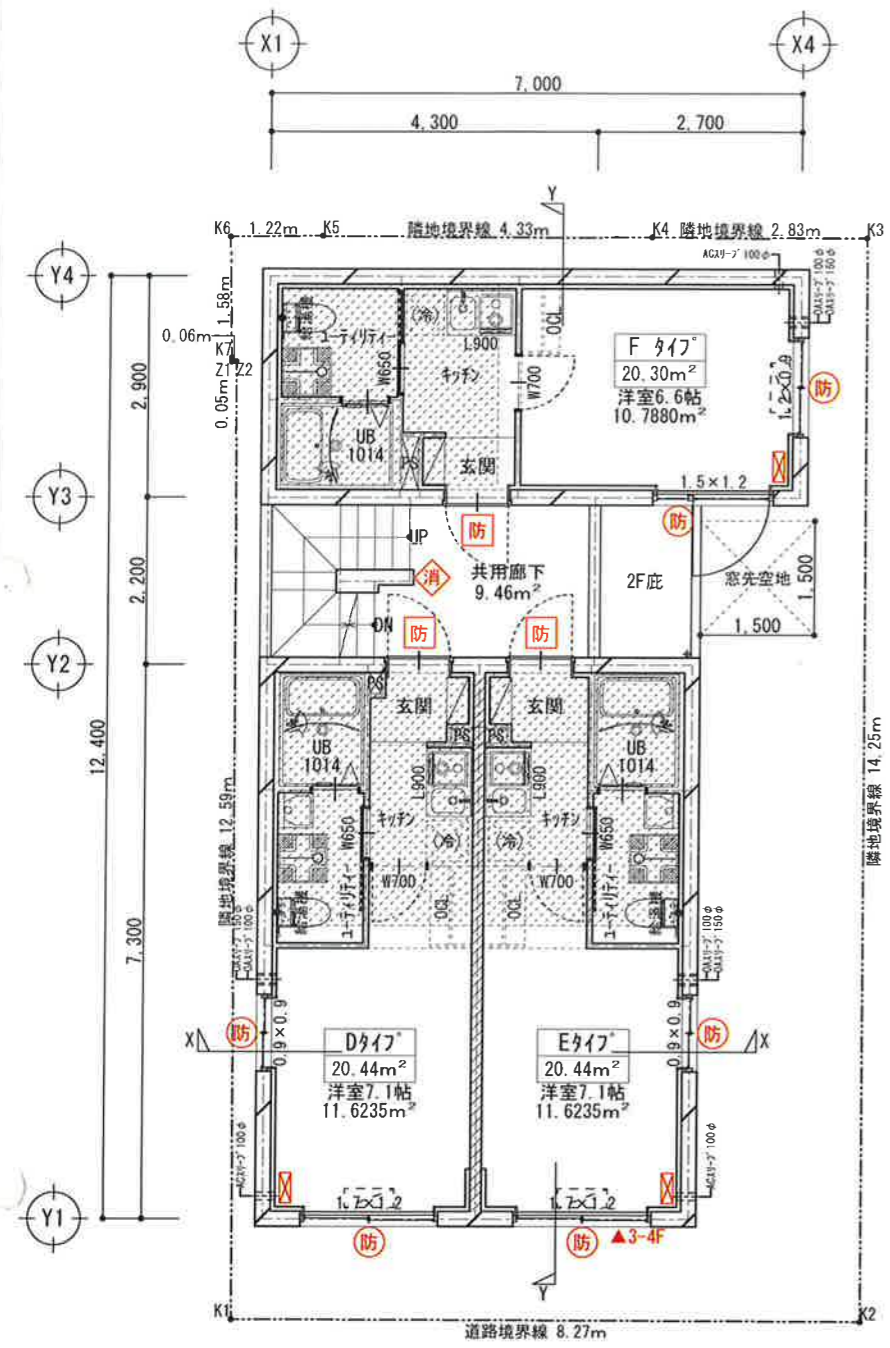
B1-1階平面図

縮尺

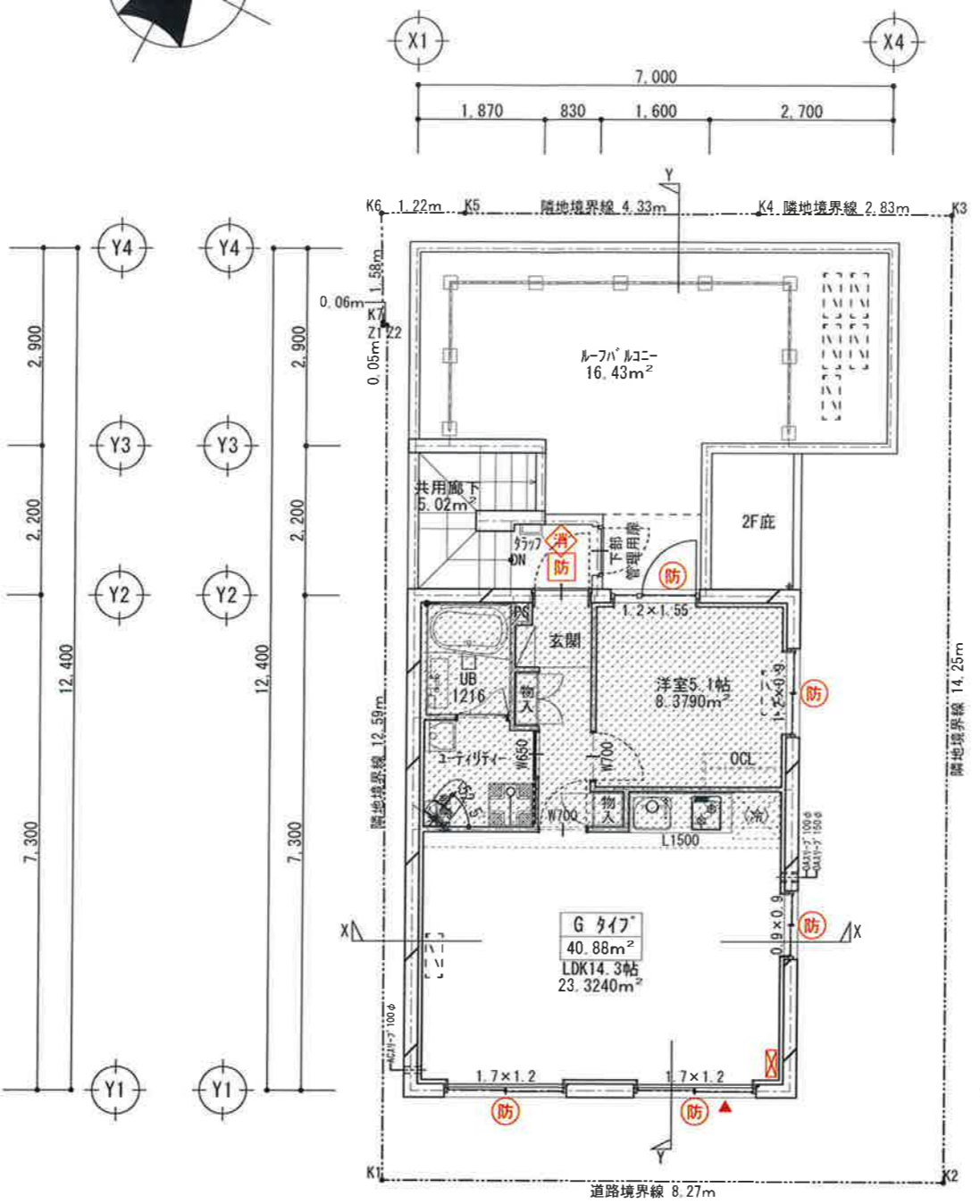
1:100

図面番号

A-05



2-4階平面図 1:100



5階平面図 1:100

- ***凡例***
- 防火設備「遮煙・常時閉鎖式」遮煙性能：令112条第18項二号に適合
告示第1360号
 - 防火設備（法第9号2の口による） *アルミサッシ
認定番号：E B-2393-1
 - 外壁：RC造t=200（告示1399号1-1-1）
 - 界壁：RC造t=150（告示1399号1-1-1）及び法30条（告示1827号）令114条1項に適合
 - はスラブ下がり-150を示す
*MB・PSの床は耐火構造とし、給排水管等は令129条の2の5により区画する
 - 非常用進入口に替る窓
（引違窓：幅750mm、高1200mm以上）
*開口部のガラスは、引違窓または開き戸とする。
*各住戸間の水平・垂直方向の離れ：900mm以上。
*住戸部内装：令第129条1項適用。
（共同住宅200㎡以下、その他は100㎡以内に区画する）
*居間・食堂・台所の内装
（壁・天井）石膏ボード（7）12.5下地ビニルクロス貼 区分2-4 QM-9407
 - 避難ロープ：2F 緩降機：3-5F
排煙検討 住戸：令第126条の2第1項一号適用 非常用照明 電池内蔵型
 - 東京都安全条例第74条 耐火構造等を貫通する建築設備
耐火構造とする床または壁（外壁を除く。）を管又は風道が貫通する場合は、当該管と管が貫通する床又は壁との隙間をモルタル等の不燃材で埋め、近接する部分に防火設備（防火ダンパー）を設ける。
 - 消防協議事項
 - 消火器位置を示す。
*電気コンロ（全住戸共通）廻りは、消防長の指定する有効な不燃材とする。
*厨房換気ダクトは垂鉛鉄板スパイラルダクトとし、ロックウールt=50巻とする。
*共用出入口の避難時の解除方法：手動
- | | |
|----------|-------|
| 廊下有効幅 | 750以上 |
| 階段有効幅 | 750以上 |
| 階段蹴上 (R) | 220以下 |
| 階段踏面 (T) | 210以上 |
| 手摺出寸法 D | 100以下 |
- 水道法第16条
ガス事業法第40条4
下水道法第10条1項及び3項
以上の各法に適合
- 共用階段とその他 堅穴区画
排煙検討 階段：令第126条の2 第1項三号適用

有窓階・無窓階の判定 ※ガラス：網入りガラス t=6.8mm

階	室名	開口面積計算	開口面積合計	床面積	必要開口面積 床面積/30	判定
5階	G417	0.8×1.2×2 = 1.92	1.92	45.90	1.53	有窓
2-4階	D417	0.8×1.2×1 = 0.96	3.12	70.64	2.35	有窓
	E417	0.8×1.2×1 = 0.96				
	F417	1.0×1.2×1 = 1.20				

番号	D・E417	F417	F417	F417
居室面積 Am ²	11.62m ²	10.78m ²	23.32m ²	
採光必要面積A/7	1.66	1.54	3.33	
採光有効面積	2.04	6.12	4.08	1.7×1.2×2 ×1.0 (道路幅員4.21m)
換気必要面積A/20	0.58	0.53	1.16	
換気有効面積	0.96	0.96	1.92	0.8×1.2×2